

自主防災組織への助成金について

1 設置助成金

市では、「自主防災組織として認定された組織」に対し、表1-1に定める世帯数に応じた限度額以内で、「設置助成」として表1-2から選択した防災資機材代金額を助成します。

表1-1：設置助成限度額

世帯数	限度額	世帯数	限度額
49世帯以下	50,000円	300~999世帯	100,000円
50~299世帯	80,000円	1,000世帯以上	120,000円

表1-2：設置助成対象防災用品一覧表

災害対策本部・情報連絡用資機材 テント、発電機、コードリール、投光器、ガソリン携行缶、ラジオ、トランシーバー、懐中電灯、簡易トイレ、防水シート
初期消火用資機材 消火器、バケツ、可搬消防ポンプ
救出救護用資機材 ヘルメット、ジャッキ、エンジンカッター、チェーンソー、ロープ、脚立、救急セット、担架、簡易ベッド、救助工具（のこぎり、万能斧、ボルトクリッパー、大ハンマー、バール、つるはし、スコップ等）
避難誘導用資機材 拡声器、リヤカー、車椅子
給食給水用資機材 大釜、大型鍋、かまど、ガスバーナー、大型炊き出し器、調理用具
その他（市長が必要と認めた資機材） ※財産処分期限があります。 電動の防災資器材10年、主として金属製の防災資器材10年、その他の防災機材5年。

2 防災資機材購入助成金

自主防災組織が表2から選択した防災資機材を購入する場合、世帯数に応じた限度額以内で、購入額の2分の1の額を助成します。助成限度額は利用した残額を次年度以降へ引継ぐことも可能ですが、限度額が毎年度更新されるものではありません。また、自主防災組織の結成から、設立から10年が経過し、設立時の助成限度額に達している場合も助成を行っております。

【資機材購入助成限度額】

《初 回》

①組織割 1組織 100,000円 ②世帯割 1世帯 800円 計算式=①+②×(世帯数)

(例) 100,000円+(800円×300世帯)=340,000円(資機材購入助成限度額)

80,000円の資機材を購入した場合 80,000円×1/2=40,000円

次年度繰越額 340,000円-40,000円=300,000円

《設立から10年が経過し、設立時の資機材購入助成限度額に達している場合》

①組織割 1組織 50,000円 ②世帯割 1世帯 400円 計算式=①+②×(世帯数)

(例) 50,000円+(400円×300世帯)=170,000円(資機材購入助成限度額)

40,000円の資機材を購入した場合 40,000円×1/2=20,000円

次年度繰越額 170,000円-20,000円=150,000円

表2：資機材購入助成対象防災資機材一覧表

災害対策本部・情報連絡用資機材

テント、発電機、コードリール、投光器、ガソリン携行缶、ラジオ、トランシーバー、懐中電灯、簡易トイレ、防水シート

初期消火用資機材

消火器、バケツ、可搬消防ポンプ

救出救護用資機材

ヘルメット、ジャッキ、エンジンカッター、チェーンソー、ロープ、脚立、救急セット、担架、簡易ベッド、救助工具(のこぎり、万能斧、ボルトクリッパー、大ハンマー、パール、つるはし、スコップ等)

避難誘導用資機材

拡声器、リヤカー、車椅子

給食給水用資機材

大釜、大型鍋、かまど、ガスバーナー、大型炊き出し器、調理用具

資機材保管庫 ※2

倉庫、物置

その他(市長が必要と認めた資機材)

※1 財産処分期限があります。

電動の防災資器材10年、主として金属製の防災資器材10年、その他の防災機材5年。

※2 資機材保管庫の助成は、限度額の範囲内で購入額の2分の1の額と200,000円を比較して少ない額の支給となります。詳しくは危機管理課担当まで。

3 活動助成金（防災活動を実施する場合）

自主防災会で消火訓練や救命訓練、防災に関する出前講座を実施する場合、年度1回に限り表3に定める世帯数に応じた金額内で助成します。

※消火訓練や救命訓練等の計画のご相談は消防署へお問合せください。

表3：活動助成限度額

世帯数	限度額
49世帯以下	4,500円
50～299世帯	7,500円
300～999世帯	9,000円
1,000世帯以上	11,000円